

令和 7 年度 母子・寡婦・父子福祉制度について

長野市役所こども未来部 子育て家庭福祉課
(直通) 2 2 4 - 5 0 3 1

① 児童扶養手当（母子・父子関係）

ひとり親家庭等の 1 8 歳到達の年度末（障害児の場合は 2 0 歳未満）までの児童を対象とし、その児童を監護し生計を同一にする父又は母、養育する人に支給されます。父母又は児童の住所が国内にないときや児童が児童福祉施設等に入所したときは支給されません。また、手当受給者及び生計を同じくする人の所得が一定額以上のときは手当の全額または一部が支給停止となります。※手当は受付日（申請書受理日）の翌月分から対象となります。

年間所得限度額 ※下記は所得申告上 扶養親族数1人の場合	支 給 月 額		(申請先) 子育て家庭福祉課 又は 下記支所 篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北 七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里 大岡・信州新町・中条
	第 1 子 分	第 2 子 以 降	
1, 070, 000 円未満	4 6, 6 9 0 円	1 1, 0 3 0 円	
1, 070, 000 円以上 2, 460, 000 円未満	4 6, 6 8 0 円 ～ 1 1, 0 1 0 円	1 1, 0 2 0 円 ～ 5, 5 2 0 円	

② 児童手当

受給者の変更の手続きが必要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

③ ひとり親家庭児童高等学校通学費援護金（母子・父子関係）

ひとり親家庭の児童が高等学校等への通学に要する費用の一部を援助します。

支給額	バス・電車の定期乗車券の額の半額（支払額の上限は 5 千円／月） 1 か月を超える月数の定期乗車券、学校で発行する学期定期の場合は、その額 を通用期間月数で除した額の半額	申請先：子育て家庭福祉課
-----	---	--------------

* 自宅から学校の間が 2 km 以上で、鉄道及び路線バスを利用している場合（所得制限があります。）

④ 自立支援教育訓練給付金事業（母子・父子関係）

母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている人が、資格取得を目指し教育訓練講座を受講する場合に、受講修了後に給付金を支給します。（条件によっては追加支給あり）

雇用保険の対象講座	給付金支給要件	支給額（上限額）
一般教育訓練給付	訓練修了後、30 日以内に申請	講座受講料の 6 割（20 万円）
専門実践教育訓練給付	① 訓練修了後、30 日以内に申請 ② 訓練修了後、1 年以内に資格を取得し就職した場合、30 日以内に申請（追加給付分）	①と②の申請に基づく支給合計額 講座受講料の 8. 5 割（240 万円※） ※60 万円×修業年数【最大 4 年】
”	① 訓練修了後、30 日以内に申請 (上記の②には該当しない)	講座受講料の 6 割（160 万円※） ※40 万円×修業年数【最大 4 年】

* ハローワークから給付金の受給資格のある方は、上記支給額から差し引いて支給します。

〔申請先〕子育て家庭福祉課・福祉政策課篠ノ井分室（諸条件がありますので、詳細はお問い合わせください。）

⑤ 高等職業訓練促進給付金事業（母子・父子関係）

6 カ月以上の養成機関で修業する場合に生活の負担の軽減を図るため、4 年を上限とし高等職業訓練促進給付金を支給することにより、資格取得を支援します。

〔対象者〕児童扶養手当受給水準の母子家庭の母又は父子家庭の父

〔対象資格〕看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、

作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師その他市長が認める資格

〔支給額〕市県民税非課税世帯：月額 100, 000 円 課税世帯：月額 70, 500 円

※修業期間の最終学年 1 年間に限り月額 40, 000 円加算

〔申請先〕子育て家庭福祉課・福祉政策課篠ノ井分室（諸条件がありますので、詳細はお問い合わせください。）

児童扶養手当受給水準を超過した場合、
1 年に限り引き続き対象となります。

⑥ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（母子・父子関係）

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び 20 歳未満の児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合、その受講料の一部を支給します。

〔対象者〕ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす人。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している人は対象としない。

- ① 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けているひとり親家庭の親及びひとり親家庭の親に扶養されているひとり親家庭の児童
- ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

〔支給額〕① 受講開始時給付金：受講費用の4割（上限あり）

② 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限あり）

③ 合格時給付金：受講費用の2割（①②と合わせて上限あり）

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

〔申請先〕子育て家庭福祉課・福祉政策課篠ノ井分室（諸条件がありますので、詳細はお問い合わせください。）

⑦ ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業（母子・父子関係）

ひとり親家庭等の小学校4年生から中学3年生までの児童に対して学習支援員が学習支援等を行います。児童扶養手当受給世帯、または同様の所得水準の世帯の人などの条件があります。詳しくはお問い合わせください。

⑧ 福祉医療費給付金（母子・父子関係）

18歳未満の児童（高等学校在学中は20歳まで延長可）のいる母子家庭、父子家庭等（現に児童を扶養する人及びその児童）が医療機関等を受診する際の医療費の自己負担分について助成します。

〔申請先〕福祉政策課（第二庁舎2階）・各支所 〔お問い合わせ〕福祉政策課（直）224-7829

⑨ JR通勤定期乗車券の特別割引（母子・父子関係）

児童扶養手当又は生活保護の支給を受けている世帯の人には、JR通勤定期乗車券の特別割引（3割引）があります。

〔申請先〕子育て家庭福祉課・福祉政策課篠ノ井分室

⑩ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（母子・父子・寡婦関係）

児童の就学支度、修学資金等の貸付制度です。貸付条件がありますので電話予約のうえ相談が必要になります。

資金名	貸付対象	相談及び申請先
母子・父子福祉資金	・児童（20歳未満）を扶養している母（父）子家庭の母（父） ・父母のない児童 ・母子・父子福祉団体	申請先：子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 *母子・父子自立支援員にあらかじめ電話予約の上ご相談ください（貸付申請には2カ月程度を要します）。
寡婦福祉資金	・20歳以上の子を扶養している寡婦 ・扶養する子がない寡婦※（前年の所得が203万6千円以下） ・配偶者のない40歳以上の女子（ 〃 ） ・母子福祉団体	

※この場合の「寡婦」とは、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童（20歳未満）を養育していたことのある人をいいます。

⑪ 母子・父子相談・女性相談・家庭児童相談の各種相談事業

母子・父子自立支援員・女性相談員・家庭児童相談員が、各種相談に応じます。

〔場 所〕子育て家庭福祉課・福祉政策課篠ノ井分室 〔相談日〕 平日 午前8：30～午後5：15

⑫ ハローワーク長野福祉・就労支援コーナー（ジョブ（縁）ながの）（母子・父子関係）

ハローワーク長野の就職支援ナビゲーターが、児童扶養手当受給者等の職業相談・職業紹介・就職後のフォローアップ等の支援を行います。

〔ハローワーク長野福祉・就労支援コーナー（ジョブ（縁）ながの 224-8467）長野市役所第二庁舎3階生活支援課内〕

⑬ ハローワーク長野マザーズコーナー（母子・父子関係）

子育てをしながら仕事を探している人、仕事と家庭の両立を目指している人を対象に、専門の相談員等が就職についてのきめ細かな相談や職業紹介に応じています。お子様をつれてお仕事の相談ができます。

〔ハローワーク長野マザーズコーナー（228-0333）長野市新田町1485-1 もんぜんぷら座4階〕

⑭ その他諸制度

県営水道料金の減免（篠ノ井・川中島・更北・信更地区の一部）、小中学校の就学援助制度（申請先：各小中学校）、高等学校の授業料等の減免制度（申請先：各高等学校）、生活福祉資金貸付制度（申請先：市社会福祉協議会）等がありますので、詳しくは、それぞれの窓口に直接お問い合わせください。